

会 議 録

| | |
|-----------------|--|
| 1 会議の名称 | 総務常任委員会 |
| 2 日 時 | 令和 7年12月 8日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 10時11分 閉会 |
| 3 場 所 | 全員協議会室 |
| 4 出 席 者 (6人) | 多田 巖 森尾 武史 中山 真由美 |
| | 前田 秀資 八島 満雄 大垣 真一 |
| 5 欠 席 者 | 勝又 澄子 |
| 6 説 明 員 | なし |
| 7 傍 聴 者 | あり |
| 8 事 務 局 | 次長 副主幹 |
| 9 会議のてんまつ | 別紙のとおり |

議 題 陳情第17号 「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情

結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【埴田巖議員】 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに、「陳情第17号、「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件について意見をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第17号、「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情」について、反対の立場で意見を述べます。

日本における夫婦同姓制度は明治時代から続いているもので、民法第750条により、夫婦はどちらかの姓を名づけることが定められてきました。ゆえに、夫婦同姓になると、旧姓の銀行口座やパスポートの名義変更等、様々な事務手続が必要となっています。昭和22年に改正民法で夫婦の合意でもっていずれかの姓を名づけることが決められ、現在に至っているものと理解しています。

陳情者は、夫婦同姓を義務づけられていることに、憲法第13条の自己決定権の不当な制限を加えることになることと述べられておられます。そこにはかたくなな狭い法解釈があり、日本の社会風土を急激に変えようとしているように感じます。現に、婚姻の際だけでなく、夫婦が婚姻を結ぶ段階で自由に話し合い、夫婦の根拠と言える夢ある家庭の構築を前提に、どちらかの姓を名づけることが決められておられ、日本社会では営々と明治以来の日本固有の家族・氏姓制度が保たれ、家族の一体感が生み出されてきました。憲法第24条の婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有すると定めており、日本社会での婚姻が不当な扱いを受けている、あるいは課しているという事実は、最高裁裁判判例になって国民的話題に上ったことは決して見受けられません。

不都合な部分については旧姓使用の申請で許容できる社会が実現していますので、今の日本社会での踏み出しは時期尚早の感があります。もう少しゆったりとした社会制度の変革、進み方が望ましいと考えています。

1996年、平成8年に国の法制審議会が選択的夫婦別姓制度導入に対する民法の一部を改正する法律案要綱を答申しましたが、いまだに審議の結果が公表されておられません。2025年には衆議院法務委員会で審議を始めましたが、継続審議となっています。このことが示すとおり、いまだ国民世論の高まりがないこ

とを示していると判断します。

よって、「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情には、時期尚早と考え、反対の意見とします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、私からも「陳情第17号、「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情」について意見を述べます。

本陳情内容につきましては、民法第750条では夫婦同姓を義務づけているが、憲法第13条の婚姻の自由に反し、婚姻後の同姓、別姓は個人の自由で選択されることにより、婚姻を望む人の選択肢を増やし、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながるということです。

近年、女性が社会で活躍することが増えるなど、婚姻により姓が変わることに課題が出てきております。

一般社団法人あすにはの同制度をめぐる現状などによると、10から20代の9割以上が制度導入に賛成と答えたアンケートや、既婚女性の半数以上が別姓を選びたかったと回答した調査結果となりました。

日本は国際条約に批准しており、国連女子差別撤廃委員会から過去4度にわたり勧告を受けています。選択的夫婦別姓が実現できなければ、日本にジェンダー平等はないと国際的にも理解されることとなりますし、さらに、経団連や連合からも選択的夫婦別姓制度の早期実現を求めています。

その上で、何よりも選択制が重要と考えます。

国際社会では選択的夫婦別姓を行っておりますので、日本に求められているジェンダー平等においても導入していく必要があると考えます。

以上の理由から、本陳情については賛成の意見といたします。

○委員【森尾武史議員】 では、私からも「陳情第17号、「今こそ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情」に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

これまで日本において、結婚し夫婦となった者同士が同じ名字を名のることは、家族としての融合を象徴し、社会生活においても家族関係を明確にする役割を果たしてきました。適齢になれば多くの方が自然と結婚し、一つの家族となり、子孫を産み育てることは人生においてごく当たり前のことでありました。

一方、近年では婚姻件数は減少傾向が顕著になっております。要因は、経済的なものであったり、一人で自由に暮らしたい、他者と関わり合いたくないといった思いなど、一くくりにはできないものではあります。結婚に価値を見いださない考えの方が増え、その影響の結果として圧倒的な少子化が起きました。

そういった中、少々短絡的かもしれませんが、私は夫婦別姓制度が導入されることで、より一層、個人主義の考えが進展し、日本の伝統的な家族の在り方や協力し合う文化がどんどん壊れていってしまうのではないかと、少なからず懸念を持っています。

また、個人の感情や考えの違いにとどまらず、戸籍等に関する行政機関の対応方法の複雑化やシステム改修などの実務上の負担が発生すること、また、別姓夫婦の子どもたちの名字をどう扱うのか、成長過程の子どもが混乱しないのかなど、新しい課題も生まれてまいります。

一方、ポジティブに捉えるならば、選択的夫婦別姓制度は、あくまで別姓での結婚を強く望む人に新たな選択肢を与える制度です。結婚する、しないはもちろん個人の自由であります。結婚できる、できないのハードルは可能な限り下げることが望ましいと考えます。

陳情者が訴える、結婚はしたいものの名字を変えたくない方々がいるのであるならば、別姓という選択肢を用意することで、そういった方々にぜひ結婚して家庭を持っていただきたい、そして、可能であるならば大いに子育てをしていただきたいと思えます。

また、改姓による職業上の不利益やアイデンティティーの喪失を感じてしまう方々がいるのであれば、別姓を選べることによって、彼らの人生の自由度を高めることができます。

結婚の有無、夫婦の形の在り方、子どもを持つことへの考えや状況などは人それぞれ千差万別であり、強制されるものではないことが大前提であるのは重々承知しておりますが、私個人としては、ぜひ多くの方々が幸せな結婚を選択し、持続可能な日本づくり、家族づくり、子孫づくりを選択していただきたいと願っております。

総じて、選択的夫婦別姓制度は、引き続き同姓を選ぶ自由と、新たに別姓を選ぶ自由、これを両立させるものであり、さきに述べた幾つかの懸念を踏まえつつも、社会に多様な選択肢を保障する点で意義深い改革です。以上の理由から、私は総論としてこの陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 各方面からの関心を集めているこの問題ですが、陳情では、憲法第13条、第14条、第24条を取り上げて、民法第750条は違憲だと述べています。

しかし、2回の最高裁判決でいずれも合憲とされ、その点は決着済みです。最高裁で合憲のものを意見書で違憲とするのは矛盾があるのではないのでしょうか。

また、判決が、夫婦別姓は国会で論ぜられ判断されるべき事項にほかならないとして国会での議論を促したとしていますが、このような国民の価値観が二分しているような事項は司法になじまないの、国会でやってくれという主張には違和感を感じます。

さらに多くの意見を重ねるべき問題であると思えます。

以上です。

○委員長【刃田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【**夢田 巖**議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第18号 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」
の制定を求める意見書提出に関する陳情
結 果 不採択

○委員長【茅田巖議員】 次に、「陳情第18号、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、私から、「陳情第18号、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」に反対の立場で意見を述べます。

このことについて、全ての公務員に国籍条項を適用する場合、憲法第14条の平等の原則に抵触しないかが問われることとなります。

全職種に国籍条項を加えることで、日本産業は成り立っていない状況はちまたにうかがえます。今の日本の社会生活上、外国籍の人材での雇用、運用は必要不可欠になっており、生産から消費までのサイクルで、その任用は大切な生産基礎人材でもあります。

陳情者の述べておられることは、とても大切な日本の生活安全保障の基本に立ち返れる当たり前の申立てでもあります。しかしながら、国籍条項の適用は自治体によって異なり、その適用範囲や判断の明確化が不透明と言わざるを得ません。最高裁判例でも、基幹的公務以外の国籍制限は合理性に欠くという事例もありました。

今の日本は、人材確保が著しく難しく、外国人人材は日本社会の経済社会の進展及び充足には一定の役割を果たしていると認めざるを得ません。しかるに、陳情者が言われる国籍条項を必須にした場合、まずは人材確保の道筋の説明がつかなければ大きなリスクを背負います。また、国、総務省、最高裁判例とのそご等々の説明が通らなければ、条例すら生まれません。

そこで、国籍条項の国民的醸成も弱く、明文化の要綱化、条例化への道筋はいまだに遠いと感じています。幾つもの法的安定性、いわゆる合憲であるという情勢が確保されるまでの猶予期間を持つのも仕方がないものと考えております。

以上から、「陳情第18号、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」には反対の意見といたします。

○委員【中山真由美議員】 私からも、「陳情第18号、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」について意見を述べます。

本陳情内容につきましては、現在、外国籍を持つ公務員が増えているので安全保障上の理由から大変危険であること、特に、中国人は国防動員法と国家情報法

があり、日本人に不利益をもたらすことを行う可能性があるとのことですが、川崎市が一般事務職の国籍条項の撤廃や、高知県が現業職以外について国籍条項を一部撤廃したことにつきましては、本陳情者が危惧する内容を十分に検討した上での判断ではないかと推察いたします。

外国籍を持つ公務員が増えていることについて、様々な御意見があることは理解いたしますが、以上の理由から、本陳情については反対の意見といたします。

○委員【森尾武史議員】 それでは、「陳情第18号、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、前提として、行政職員の国籍に関する問題は、特定国籍の人々を排斥するのではなく、国家間の法制度の違いに起因する安全保障上のリスク管理の問題として捉えるべきです。外国籍の人々を一律に排除することは望ましくありません。

多言語対応や文化、宗教上のルールの相互理解を通じて、外国にルーツのある住民の文化的多様性を受け入れる姿勢は、国際社会に開かれた成長する国や自治体像を示すものであります。

また、日本は少子高齢化に伴い生産労働人口が減少しており、今後ますます厳しい社会を迎える現実から私たちは目をそらしてはなりません。外国籍人材の活用は圧倒的な人材不足を補う重要な手段となり得ます。単純な排斥は相互の信頼関係を損ない、無益な分断と争いを生み、国際社会の活力を失わせる危険があります。

確かに、中国には国家情報法や国防動員法が存在し、国外に居住する中国籍の方にも適用される可能性があるため、安全保障上の懸念の訴えは理解できます。公権力の行使や意思決定等の行政の中枢に関わる職務は日本国民が担うべきという視点については大いに賛成であり、今後も守っていくべき概念です。

しかし、個々の中国籍の方々を一律に危険とみなす考え方は妥当ではありません。重要なのは、一方的な排斥ではなく、しっかりした区別であり、制度的にリスクを管理することです。

また、法律に明文規定はないものの、憲法の国民主権原則や判例、行政解釈により、政策決定や公権力行使に関わる職務は日本国籍者に限定される運用が既に確立しています。

しかし、その他の補助的、専門的職務に関しては、外国籍職員の力も必要であり、現在の、そして将来的な現場の多様なニーズに応えるためには不可欠な人材ではないでしょうか。

全ての公務員の任用に国籍条項を求める法律の制定という訴えは現実的な選択肢を制限するものであり、むしろ日本の国力と社会の持続可能性を損なうおそれがあります。

以上の理由から、単純な外国籍の排斥と可能性の萎縮、日本の孤立につながりかねない本陳情には慎重であるべきであり、総論として、全ての公務員の任用に

国籍条項を定める法律の制定を国に求める意見書提出には反対いたします。

以上です。

○委員長【埴田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）
なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。
本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【埴田巖議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定
いたしました。

議 題 陳情第20号 「外国人による日本の土地購入を規制する法律」
の制定を求める意見書提出に関する陳情

結 果 採 択

○委員長【茅田巖議員】 次に、「陳情第20号、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第20号、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」について。

日本の国土、すなわち日本の土地を外国の方々が購入するという情報は、新聞、テレビなどで盛んに拡散し、その実態は不明のまま、住宅購入費高騰、日本人の住宅購入も高くてままならないという実情も出ています。マンション内個室民泊自由、地域によってはスラム化し、日本人社会の生活ルールが破られ、地域住民が安心して眠れない被害を受けているという報道もされています。

その際立った情報では、自衛隊基地周辺、警察署周辺、空港基地周辺、飲料水源地周辺等々の日本の安全保障に関する機関や地域周辺にまで近づいているという不可解な情報もあります。日本人社会の成立すら危ぶまれるとしか言いようのない情報も数多く出てまいりました。

また、日本においては、土地購入には固定資産税を払う義務がありますが、外国人による土地購入に際しての固定資産税の追徴が甚だ困難を強いられていると聞きます。徴税するには、外国へのオファーが道筋困難を極め、事実上、不払いが続いているという情報もあります。

さらには、自衛隊や米軍基地、警察周辺を外国人が購入していると、基地近くからドローンを飛ばし、情報収集騒ぎも横須賀基地で実際にありました。また、電波を妨害する装置の設置、有事の際の施設攻撃の拠点として利用するなど、日本の社会保障上の懸念は数多くあります。さらには、陳情者が言う、公共工事を行うときには所有者不明では、許可申請での日本国内での工事着工ですらできない状況も生まれてきます。

総じて、災害時の対応が遅れる、間に合わない、被害の拡大を招くなど、日本社会の安全保障上の重要な部分が欠けてくるという重大事件を引き起こしかねない懸念も出てまいりました。早急なる対応が必要と考えます。

これらのことから、「陳情第20号、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」には、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 私からも、「陳情第20号、「外国人による日本

の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」について意見を述べます。

本陳情内容につきましては、日本には外国人による土地購入を規制する法律がないこと、外国人による土地購入が進むと安全保障上の問題があるとのことですが、国も外国人による土地購入については一部課題があるとして、法律をつくるために議論や検討を行っております。様々な御意見があることは理解いたしますが、国の動向を注視してまいりたいと考えます。

以上の理由から、本陳情については反対の意見といたします。

○委員【前田秀資議員】 昨今の社会的な動向を見ますと、外国人による日本の土地購入を規制する法律がないのは法律上の不備であると思えます。

以上でございます。

○委員【森尾武史議員】 では、「陳情第20号、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

前提として、日本は国際社会の一員として、外国人との交流や海外からの投資を歓迎する自由経済の姿勢を持ち続けるべきです。国際的な関係性は開かれたものであり、排他的な制度設計は分断を生み、国際的信頼や競争力、経済効果を損なう危険があると考えます。資源に乏しい我が国においてはなおさらであります。

しかし、同時に、現状の無制限に外国人が土地を購入できる制度は様々な課題を抱えています。特に、自衛隊基地や重要インフラ周辺等の土地が無秩序に購入されることは、国家防衛、安全保障に直結するリスクをはらみます。

また、陳情内容にもあるように、所有者不明の土地の増加や固定資産税の徴収困難は、地方自治体の財政や災害対応に深刻な影響を及ぼしかねません。

さらに近年では、都市部や観光地において一部の外国人による投機的な目的の不動産購入や転売によって住宅価格の高騰を招き、日本人が適正な価格で住宅を購入できなくなるという問題も顕在化しています。これは安全保障上の懸念に加え、私たち日本人の生活基盤の安定を脅かすものであり、国民の居住権を守る観点からも重要な社会的課題と感じます。

自由経済を守りつつ、こうした課題に対処するためには、外国人による土地購入を一律に禁止するのではなく、例えば基地周辺や水源地、離島、重要インフラ周辺については購入を制限し、その他の地域では透明性の高い登記制度や投機目的購入への課税の強化を通じて管理を徹底する仕組みなどが必要です。これにより、外国からの日本への投資メリットを享受しつつ、無秩序な土地取引によるリスクを抑えることができます。

国際社会では、カナダやシンガポールなどが外国人の不動産取引に一定の制限を設けているようですが、それは排斥ではなくリスク管理の一環です。日本も同様に、排除ではなく、秩序ある実質的な制限を導入することで、国際的な信頼と市場競争力を維持しながら、国益と国民生活を守ることが可能です。

したがって、外国人による土地購入を規制する法律の制定は、国際的な分断や

排他的な考えを避けるのが大前提としつつも、安全保障、国民の居住環境を守るために必要であると考え、本陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員長【冨田巖議員】 ほかに発言ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【冨田巖議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第22号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【埴田巖議員】 次に、「陳情第22号、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件について意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 まず、私から「陳情第22号、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情」について、意見を述べます。

このことについて、あえて取り上げて賛成する立場でもないことを表明し、しかしながら、陳情趣旨には反対の立場で意見を述べさせていただきます。

何がしかの政党機関紙勧誘は、実態として心理的にも圧力はなく、自然に購読したい方は自由に購読をしている環境は保持されており、あえて取り上げる実態ではないことを明確に堅持していることも申し述べたいと思います。

また、陳情者は、伊勢原市でも勧誘時には心理的圧力が生じていることへの懸念があると述べられておられますが、現在、伊勢原市でもそのような所作や事実はない職場環境であることを強調したいと思います。自由に購読者は希望で接遇しており、心理的圧力と思われることはないものと判断します。

これらのことは先輩諸議員の方々の努力のたまものとは理解しておりますが、以上から、「陳情第22号、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情」には反対の意見といたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 私からも「陳情第22号、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情」について意見を述べます。

本陳情内容につきましては、ハラスメントから職員を守るために、神奈川県と16の市町村で採択され、伊勢原市でも採択されたが調査を行っていないため、実態は不明とのことでした。

また、庁舎内での配達や集金を伴わない電子版購読または自宅への配達方法に切り替えるよう努めてくださいとありました。庁舎内での配達や集金については、

職員の仕事を止めて行っている状況などを考えると、改善を求める意見があることは十分に理解いたします。

伊勢原市が政党機関紙勧誘に伴う心理的圧力の調査を実施することにつきましては、職員に聞き取りを行った上で検討することがよいと考えます。

以上の理由から、本陳情については賛成の意見といたします。

○委員【森尾武史議員】 では、「陳情第22号、庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情」について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、本市において政党機関紙の購読は職員個人の自由であり、購読を断ることもまた自由であるという市のスタンスが既に示されています。実際に職員課も問題視はしておらず、購読をやめることも容易にできる環境が整っていることから、現在、深刻なハラスメント問題が存在しているとは言えません。

実際に、伊勢原市庁舎管理規則に照らしても、政党機関紙の勧誘は第12条の禁止行為には該当しないという市の見解が示されており、規則上の違反行為として扱う根拠はありません。市としても既に職員に対して、代金の授受は執務室カウンターの外などで行う旨、指導しており、庁舎内の秩序維持や政治的中立性の確保に配慮しております。

加えて、本件と同趣旨の陳情は昨年も提出されましたが、議会での審査の結果、反対多数で否決されています。繰り返し同一内容の陳情が提出されることは、議会判断を軽視するものであり、互いの信頼性を損なうおそれがあります。

また、陳情者の主張は伊勢原市における具体的な事実や被害の実態が示されておらず、可能性や思い込みに基づくものと言わざるを得ません。ましてや、当事者である市側が問題ないという判断を出しているわけです。このことから、議会が改めて市の判断に介入する必要性は乏しいと考えます。

議会は市民の不安に耳を傾ける責務を負いますが、具体的事実が示されていない主張を採択することは、かえって市民に誤解や混乱を与える結果となります。

最後に、大前提として、議会は市民の意見を反映し、行政をチェック、評価する機関であり、特定の団体や人物が他の団体や人物の活動を制限するために介入したり、おとしめたりするような陳情内容を取り扱うべきではないと考えます。

以上の理由から、本陳情は不採択とすべきであると考えます。

以上です。

○委員長【埴田巖議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【冨田巖議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第23号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【茅田巖議員】 次に、「陳情第23号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情」を議題といたします。

本件につきましての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 では、私から「陳情第23号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情」について。

陳情者の陳情項目で、組合費の給与天引き、あるいは労使協定または覚書など、確認できませんでした。ゆえに、庁舎内での特定政党への支援や政治活動への呼びかけもないことは、日々の勤務環境の下で確認ができました。また、組合員一人一人が署名したチェックオフ同意書も、したがって、ないことが確認できました。

地方公務員法第36条の趣旨、庁舎内など現業中における施設、設備、資金を政治活動に利用している事実もないことから、職員の政治的中立性は保たれていると推察いたしました。

今後もこのような政治的中立を保持した職場環境の維持のために努力したいと考えています。しかるに、陳情者が求めておられる陳情第23号の趣旨には反対の意見といたします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 私からも「陳情第23号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情」について意見を述べます。

本陳情内容につきましては、職員団体、自治労、自治労連などにおいて組合費が給与から自動的に天引き、チェックオフされ、その一部が特定政党の支援活動や政治的活動に使用されているため、各職員が自らの意思で振込や口座引き落としに移行することが、公平で中立な行政運営の確保に資すると考えているとのことです。

また、労働組合、職員団体の加入、非加入についても任意でありながら、職員個人の自由意思が十分に反映されていないため、改めて職員個人の自由意思が十分に反映されるよう求めるものです。

近年では、労働組合、職員団体の加入、非加入についても任意であることなど、個人の意思が反映されております。さらに、市内の状況について聞き取りを行い

ましたが、陳情内容のような実態は確認されなかったため、引き続き聞き取りを行っていくことなど注視してまいります。

以上の理由から、本陳情については反対の意見といたします。

○委員【森尾武史議員】 では、私からも「陳情第23号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情」に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情者の訴えのとおり、地方公務員の労働組合への加入、非加入は任意のものであります。伊勢原市職員労働組合においては、加入率は100%ではなく、職員個人の自由意思の下に任意で加入されていることを組合及び市の職員課に確認しております。陳情内容にあるような状況は一切生まれておりませんので、御安心いただければと思います。

また、行政が給与システムを用いて組合費を一括徴収すること、いわゆるチェックオフは、伊勢原市職員の給与に関する条例の第19条に基づいて行われているものであり、特定団体への便宜供与に当たるという陳情者の訴えは当てはまるものではないと考えます。なお、伊勢原市と職員組合の間でチェックオフが結ばれていることを示す組合員直筆の書面があるのを確認済みであることを付け加えさせていただきます。

また、組合費に関しては、組合員の給与から組合員自身の意思の下に集められたものであり、それは組合のものであって、市の予算とは全くもって無関係であります。組合費の出どころも、組合費の運用、活動内容に関しても、ルールにのっとり当該の組合及び組合員が管理運営するものであり、公金が政治目的に関与しているように見える、行政の政治的中立性を損なうおそれがあるという陳情者の訴えは当てはまらなないと考えます。

まとめとして、具体的陳情項目について意見を申し上げます。

1つ目、行政と職員団体の間でチェックオフに関する合意文書があるか確認せよ、職員組合が庁舎内で特定政党への支援や政治活動への呼びかけは行わせるなという部分ですが、先ほど述べたように、合意文書があるので問題ありません。また、庁舎内で支援や呼びかけは行われていないことを労使間で確認していますので、問題ありません。

2つ目、チェックオフ同意書を保管しているか確認せよというところですが、先ほど述べたように、本人直筆及び押印された書面が保管されておりましたので、問題ありません。

3つ目、庁舎、設備、資金を政治活動に利用させるなというところですが、当該団体はルールにのっとり活動されているので問題ありません。

最後に、地方公務員においても憲法第28条で団結権は認められております。今回の陳情内容のような使用者である市側などに対して組合の活動内容や活動資金への調査や各種要求を実行させることは、組合活動を妨害し、団結権の侵害や支配介入に抵触するものであり、不当労働行為に当たります。また、そもそもの大前提として、特定の政治家や政党が特定の団体をおとしめる目的の働きかけを

他者に行うことは厳に慎むべきと考えます。

以上の理由から、本陳情は不採択と判断いたします。

○委員長【刃田厳議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）
なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。
本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【刃田厳議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定
いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います
と思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【刃田厳議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本
会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年12月8日

総務常任委員会

委員長 刃 田 厳